【あ行】

■アクセス

道路と沿道の地域、施設への出入りのしやすさを示す交通機能です。

■あやバス

あやべ市民バスの愛称。地域住民の移動手段を確保するために、綾部市が運行するバス

■一時避難場所

一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭などです。

■ N P O

「民間非営利団体」と訳され、非営利、非政府の立場で自主的、自発的な活動(社会的なサービスの提供など)を行う団体です。

■運動公園

野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。基準とする面積はおおむね15ha以上です。

■大型小売店舗

店舗面積が 1,000 平方メートルを越える大規模小売店舗を指します。出店に際しては大規模小売店舗立地法に基づき、都道府県ないし政令指定都市への届け出と審査を受けなければなりません。

■温室効果ガス

大気圏にあり、地表から放出された赤外線の一部を吸収して地球温暖化をもたらす気体 を総称するもので、二酸化炭素、メタン、フロン類などがあります。

【か行】

■街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園(都市公園法施行令第2条)です。基準とする面積は0.25 ha を標準としています。

■概成率

道路幅員が都市計画決定幅員の 2/3 以上ある道路を概成済とし、概成済延長/計画延長の比率です。

■開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うことです。区画の変更とは道路、河川、水路等の廃止・付け替え、新設等により一団の土地利用形態や各区画を変更する行為、形質の変更とは切土、盛土等による土地の造成、農地や山林などを建築物の敷地又は特定工作物の用地として利用する行為などが該当します。

■河川流域

河川の流れに沿う地域です。また、河川に流れ込む降水の降り集まる地域、その河川の 分水界に囲まれた地域です。

■過疎地域

人口の著しい減少が生じている地域。法律に基づく特別措置が講じられる地域について は、過疎地域自立促進特別措置法第2条により人口減少率等に基づき定められています。

■合併処理浄化槽

家庭のし尿と雑排水(台所、洗濯、風呂などの排水)を合わせて処理する排水処理施設です。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理します。

■簡易水道

101人以上5,000人以下の人々に給水することを目標にして建設された小規模な水道です。

■環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指します。環境負荷には、人的に発生するもの(廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓など)があり、自然に発生するもの(気象、地震、火山など)も環境負荷を与える一因となります。

■観光農園

果実やイチゴのもぎとりなど、レクリエーションのために客に開放する農園です。

■幹線道路

道路のなかでも主要な骨格となる道路です。

■危険渓流

土石流の発生の危険があり、1戸以上の人家(人家が無くても官公署、学校、病院、駅、 旅館等のほか、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合または、避難所を含 む)に被害を生ずるおそれがある渓流です。

■既成市街地

既に市街地が形成されている地域のことです。都市計画法では、人口密度が1ha当たり40人以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいい、市街化区域の設定基準の一つになっています。

■急傾斜地崩壊危険区域

傾斜度が30度以上の急傾斜地でその崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある土地及びその隣接地で崩壊を助長又は誘発するおそれのある土地の区域です。当該区域において、水の放流、ため池等の設置、切り土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取等の行為をする場合には、原則として知事の許可を受けなければなりません。

■狭あい道路

幅員4m未満の道路です。

■協働

複数の主体がお互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基盤として共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動することです。

■行政区域

行政区域とは市町村等の土地として管轄する地域を指します。本市の行政区域は綾部市域の34,711haです。

■行政評価

国や自治体の進める事業が効果的かを、数値などの指標でつかんで次の予算づくりに生かす作業です。

■共葬墓地

共同墓地と同じ意味で、地域で自然発生的に生まれた墓地です。

■京都府景観資産

京都府景観資産とは、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた府内各地の身近な景観とその景観を支えている地域の活動を合わせて登録することにより、府内の景観づくりを進める制度です。

■京都府広域緑地計画

一の市町村の範囲を超えた広域的な視点から府域全体の緑の保全・創出の方向を示すマスタープランです。

■居住水準

居住世帯と住宅の広さとの対応に基づき住宅における居住の状況を客観的に示す指標です。

■緊急輸送ルート

地震などによる災害発生時における緊急物資の供給や応急対策を実施するための緊急輸送を確保するために必要な道路です。

■近代化産業遺産群

近代化産業遺産とは、幕末から昭和初期にかけて、地域の産業近代化や技術発展に貢献した施設を経済産業省が認定したものです。地域や産業にちなんだ全国の遺跡群を33に分類、575件が認定され、平成19年11月30日に「近代化産業遺産群33」として公表されました。綾部市では、名称「綾部市の製糸関連遺産」として"グンゼ記念館"、"グンゼ博物苑"が認定されています。

■近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園(都市公園法施行令第2条)です。基準とする面積は2haを標準としています。

■区域区分

無秩序な市街化を防止し計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して定めることです。

■グリーンツーリズム

主に都市住民が、農村等に滞在し自然・農業・文化や地元の人々との交流を楽しむ観光 形態です。

■グローバル化

これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢や過程です。グローブ(globe)とは、球体としての地球の意味です。

■景観

目に見える広がりをもった景色です。視覚的に捉えられる環境であり、空・海・山・河川などの地形、植生や気候・気象などの自然的要素と、建物・工作物などの建造物や人々の生活などの人為的要素とで形成された複合的な景色をいいます。

■下水道普及率

下水道がどのくらいゆきわたっているかを示す指標のことです。その地域に住んでいる 全体の人口に対する下水道を利用できる人口の割合のことで、下水道処理人口普及率とも いいます。

■建築協定

一定の区域について土地所有者等が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠などに 関する基準について締結する協定です。土地所有者等の全員合意で協定書を作成し、特定 行政庁の認可の公告を受けます。綾部市域の特定行政庁は京都府になっています。

■建築行為

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には、建築物を新築、増築、改築、又は移転することをいいます。

■建ペい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合です。

■広域交通ネットワーク

高速道路、新幹線や特急、飛行機や船舶など、広域的な人やモノの移動のための交通網 (ネットワーク)です。

■公園施設長寿命化計画

公園利用者の安全・安心を図るとともに将来の改築にかかる経費の低減を図るための維持管理計画です。

■高規格幹線道路

高規格幹線道路は、自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車 交通網を構成する自動車専用道路であり、昭和62年6月26日の道路審議会の答申に基 づき14,000kmの高規格幹線道路網が決定されました道路です。

■工業系用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に 一定の制限を行う地域として用途地域が指定されています。このうち工業系(準工業地域、 工業地域、工業専用地域)に類別されたものです。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するため、市町村が管理する施設です。

■公共公益施設

公共公益施設は、公共施設と公益施設を指します。「公共施設」とは、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義されています。「公益施設」(又は公共的施設)とは、小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等のことで、公共施設と区別しています。

■交通結節点

異なる交通機関を接続する地点で、鉄道の乗継駅、鉄道とバスなどの乗換えが行われる 駅前広場などの総称です。円滑な移動環境を構築するために、交通結節点での乗換えを便 利にすることが重要です。

■高齢人口

65歳以上人口です。老年人口ともいいます。

■コミュニティ

地域社会又は地域共同体です。

■混雑度

道路の混雑の程度を表す指標で、時間内に実際に通過した交通量と、その時間内の評価 基準交通量の比です。評価基準交通量は計画水準と設計交通容量、ピーク率、重方向率に 関する補正を加えた交通容量です。混雑度が1.0以上となると実交通量が計画時に設定 された交通容量を超えたことを意味します。

【さ行】

■最終処分場

リサイクルできない廃棄物の最終処分を行う場所。廃棄物の種類により一般廃棄物最終 処分場と産業廃棄物最終処分に区分されます。

■里山景観

里山とは人里離れた山奥ではなく、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなど のある場所をいい、この場所の景観です。

■里山集落

里山とは人里離れた山奥ではなく、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなど のある場所をいい、この場所の集落(人、人家が集まっている所)です。

■砂防指定地

砂防法(明治30年法律第29号)第2条に基づき、国交省大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地です。

■産業基盤

産業の育成、発展にとって不可欠な施設の総称です。産業用地、用水、道路、橋、鉄道、港湾、空港、発電施設などをはじめ、技術開発機関や産業訓練、教育のための機関、病院、保育園などをも含みます。

■市街化区域

都市計画区域内に設定されている区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

■市街化調整区域

都市計画区域内に設定され、市街化を抑制すべき区域です。開発行為については原則的

に禁止され、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当で周辺の市街化を促進しないものなどが例外的に開発許可を受けることができます。

■市街地

人家や商店・ビルなどが立ち並び、農地や自然のままの林・草原などが見られなくなった地域です。

■事後的修繕

損傷が深刻化して初めて大規模な修繕を実施すること。橋梁の架替えのサイクルも短いです。

■自主運行バス

2006年の改正前の道路運送法(旧法)による第80条のただし書きを根拠として、 公共の福祉を確保するために、地方自治体自らが保有する白ナンバーのバスやタクシー車 両を利用して、例外的に路線バスの運行を行うこと。改正法では、第78条第2項および 第79条に基づく自主運行バス(第78条バス)として規定されています。

■自主防災組織

自治会等を単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織です。

■自然景観

構成要素の多くが山や川、森林、植物群落などといった自然物からなる地域や場所の景観です。

■自然的土地利用

都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。農林業的土地利用に自然環境の保全を 目的として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたものです。

■自然動態

一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいいます。

■自動車類交通量

乗用車とバス、小型貨物車と普通貨物車の交通量(合計)です。

■し尿処理施設

水洗化されていない便所のくみ取りし尿を処理する施設です。

■市民農園

レクリエーション活動として蔬菜類等の栽培を行えるように農地を一定期間、有償また は無償で貸し付ける農園のことです。

■社会動態

一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいいます。

■住居系用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に 一定の制限を行う地域として用途地域が指定されています。このうち住居系(第一種および第二種低層住居専用地域、第一種および第二種中高層住居専用地域、第一種および第二種住居地域、準住居地域)に類別されたものです。

■住宅市街地総合整備事業

既成市街地の快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を目的とする国庫補助制度です。整備計画の策定や市街地住宅の整備、老朽住宅の除却、建替促進に係る費用の他、耐震改修に要する費用、関連する公共施設の整備等を補充対象としています。

■収容避難所

行政上は単に「避難所」とも呼ばれ、風水害などの災害の発生時に一時的に避難する場所、または地震などの大きな災害の発生時に、自宅が倒壊した住民がなどが一時的に生活できる場所のことをいいます。

■主要幹線道路

都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップ(旅行、移動)の交通を、大量に処理するため、高水準の規格を備え、高い交通容量を有する道路です。

■上位計画

対象とする計画の上位に位置し、総合的、広域根幹的又は長期的な視野に立って基本方針を定めている計画のことです。綾部市都市計画マスタープランの上位計画としては京都府が策定する綾部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、本市の第5次綾部市総合計

画などがあります。

■浄化槽汚泥

浄化槽処理において発生する汚泥です。汚泥量が一定以上になったら、浄化槽内から引き抜く必要があります。

■商業系用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に 一定の制限を行う地域として用途地域が指定されています。このうち商業系(近隣商業地域、商業地域)に類別されたものです。

■将来推計人口

国勢調査や同年人口動態統計の集計結果をもとにして推計した将来の人口です。

■水源かん養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとと もに、川の流量を安定させる機能を持っています。また、雨水が森林土壌を通過すること により、水質が浄化されます。

■水源の里集落

水源地域に位置する集落です。豊かな自然に恵まれ、水源かん養や自然環境の保全、心をいやす安らぎの空間の提供など重要な役割を担っていますが、都市部への人口流出や少子化等により、過疎・高齢化が進み、集落における活力が低下しています。綾部市は、こうした状況が特に深刻化し、集落自体の存続が危機的状況に直面している集落を「水源の里」と位置づけ、過疎化に歯止めをかけ、集落の振興と活性化を図るため、「綾部市水源の里条例」を制定しました。

■水源林

降雨を貯留し、安定的に水を供給するはたらきが期待される河川上流域の森林のことです。

■水道普及率

給水人口と行政区域内人口の割合です。

■スプロール化

市街地が無計画なままに郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成することです。

■スローライフ

「スロー」をキーワードにした、自然と調和したゆったりとした時間の流れを楽しむ生活です。

■生産年齢

 $15 \sim 64$ 歳のことです。

■総合公園

主として市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園(都市公園法施行令第2条)などです。基準とする面積はおおむね10ha以上です。

【た行】

■第1次緊急輸送道路

府県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等、重要な防災拠点を連絡する道路です。

■第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、 港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路です。

■耐震化

住宅や建築物において、対診断の結果、耐震補強・耐震改修の必要があると診断された 場合、地震に強い構造に建替えたり、必要な補強・改修工事を行い、耐震性を強化するこ とです。

■耐震診断

新耐震基準(昭和56年以前)施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、診断の結果、構造耐震指標(Is値)が0.6未満の場合、「地震の振動および衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」とされています。

■宅地開発

利用目的にかなうように、素地(農地や山林など)としての土地の形質変更を行い、建 物を安全に建築しうる敷地に変更する宅地造成を行うことです。

■地域森林計画対象民有林

国が定める「全国森林計画(森林法第4条)」に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画(法第5条)」の対象となる民有林のことです。

■地域防災計画

都道府県防災会議、市町村防災会議または市町村長が策定する防災に関する総合的な計画(災害対策基本法)です。

■地区計画

都市計画法に基づき、地区スケールの地区特性に応じた詳細な計画に基づいて開発・建築行為をコントロールする手法です。

■地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園(都市公園法施行令第2条)です。基準とする面積は4haを標準としています。

■地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組みです。

■治山·治水対策

治山対策は、保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源のかん養機能を高めたり、さらには緑豊かな生活環境の保全・形成等をめざしている対策です。治水対策は、治水、利水、水資源開発、電源開発、砂防などを含む多様な目的を持っています。対策としての事業の種類は、堤防による河川改修、総合治水、砂防もしくは多目的ダム、調節池、排水機場、水門、樋門や樋管、堰、災害復旧工事といったものがあり、これらを総称して治水事業を呼んでいます。

■チャレンジショップ支援事業

中心市街地の活性化を目的とした空き店舗対策として、商工会議所や商店街振興組合等

が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で賃貸する創業支援事業です。

■通信施設

公衆電気通信業務の用に供するために設置したケーブル、管路、とう道、マンホール、 電柱、その他の施設をいいます。

■中高層住宅地

3~5階建て、それ以上の高さの建物の住宅地です。

■中山間地域

平野の外縁部から山間部にかけての、森林が多く、まとまった平坦な土地が少ない地域 を指します。

■中心市街地

市街地を形成している区域内において、相当数の商業・業務集積機能、交通・交流機能、 歴史・文化継承機能、情報発信機能、居住機能を持ち合わせた区域であって、市の中心と しての役割を果たしている区域です。

■長寿命化修繕計画

従来の対処療法的な維持管理から、予防保全的維持管理へと政策の転換を進め、安心で 安全な道路環境の提供を行うとともに、橋梁の耐用年数の延長と、計画的な修繕による必 要予算の平準化など、維持管理コストの縮減を図ることを目的とする計画です。

■DID区域

国勢調査の調査ごとに、統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものです。設定の基準は、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区(調査区)が隣接して、それらの地域の人口が5,000人以上である地域です。

■低層住宅地

1、2階建ての住宅地です。3階建ても含める場合があります。

■都市機能

都市の持つさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、 行政、教育等の諸活動によって担われるものです。なお、本都市計画マスタープランが定 めている「沿道サービスゾーン」において想定している "都市機能"は、商工業、流通、 医療、福祉、娯楽、文化、スポーツなどです。

■都市計画

都市計画法では、「都市計画」とは"都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画"と定義されています。都市のあるべき姿や機能・構造・配置などを考え計画を描くこと(計画行為)、あるいはつくられた計画(計画図)、また、その計画を空間利用のコントロールや建設事業を通じて実現することです。

■都市計画区域

都市計画が対象とする地理的範囲を定めたもので、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき都道府県が指定します。本市域においては、市域の一部(19,543ha)が綾部都市計画区域に指定されています。

■都市計画決定

都道府県又は市町村が区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業などに関する都市計画を決定することです。

■都市計画公園

都市計画法に基づき都市計画に定められた公園(都市公園)です。

■都市計画施設

都市計画法第11条に掲げられている都市施設(道路、公園、水道、下水道など)に関して、その名称・位置・規模などが「都市計画」に定められたとき、その都市施設を「都市計画施設」と呼びます。

■都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画に定められた道路です。

■都市下水路

主として市街地に降った雨を速やかに排除することを目的に、地方公共団体が設置・管理している下水道です。

■都市公園

都市公園法に基づき管理される公園緑地です。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがあり、本市には総合公園、地区公園、街区公園、風致公園、運動公園などがあります。

■都市構造

都市(圏)における各種機能配置、骨格的交通網などの観点から都市の姿を構造的にと らえたものです。

■都市施設

道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成するものです。

■都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用です。

■都市緑化

都市に新たな緑を創出するための行為や方策のことです。

■土砂災害防止法

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転勧告等のソフト対策を推進するもの。

■土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改善と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業です。 「区画整理」と略称される場合もあります。

■土地利用の規制誘導

本都市計画マスタープランにおいては、都市計画法に基づいて土地利用や建築物の用途・形態等を規制する方策や、地区計画や条例等により土地の範囲や建物用途・形態等の一定の適用要件を定めることにより、開発行為等に対する例外的な許可の基準に適合しやすいように誘導する方策などを指します。

【な行】

■日本海側拠点港

中国や韓国、ロシアなど日本海の対岸諸国の経済発展を日本の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえて災害に強い物流ネットワークの構築に役立つことを目的に国交省が選定しました。全国の対象港湾26港のうち23港が応募、うち19港が機能別に選定されました。舞鶴港は「国際フェリー・国際 RORO 船」に選定されています。

■ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのこと。例えば道路や河川などを空間で結びつけていくこと をいいます。

■農業集落排水事業

農業集落からのし尿、生活雑排水又は雨水の処理する施設を整備する事業です。

■農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実である事などの用件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域です。

■農業水利施設

農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別されます。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファームボンド等の送水・配水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等があります。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設があります。

■農村集落

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、 血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のことです。

■農地流動化

農地の権利移動のことです。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的

な生産ができるように農地の権利移動を促進することです。

■農用地区域

それぞれの市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められ、今後と も相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域です。

【は行】

■パートナーシップ

自立した主体(都市整備の分野では行政、民間事業者、専門家、NPOや住民等)が対 等な立場で協議し、相互が合意の上で共通目的と計画を設定し実現していく協力関係をい います。

■パブリックコメント

行政機関が政策等の立案を行うにあたり、その政策案を公表し、市民から意見を求め、 それを考慮して意思決定を行う手続きです。

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することです。

■樋門

堤防を横切って(堤防の中に水路が埋設)つくられた水を導く暗渠です。用水の取水や 内水の排除をするためのもの。洪水時には水路に付けられたゲートが閉められ堤防と一体 となって住宅地側に洪水が流入してくるのを防ぎます。

■封鎖人口

出生者数と死亡者数のみを考慮して推計した人口です。

■風致公園

自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園です。

■保安林

森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の 形質の変更の制限といった制限が課せられた森林です。

■防災拠点

大規模な災害が発生したときに、被災地において救援・救護などの活動の拠点となる施設です。県・市庁舎、警察・消防署、医療機関、学校、公園など地域の中核となる施設が、都道府県・市町村ごとに防災拠点として指定されています。

■防災座談会

自主防災組織の活性化と住民の防災意識調査啓発を目的に、希望のある自主防災会等へ 出向き講座を開催するものです。

【ま行】

■まち中居住

まちの中心部に居住すること。商業や生活サービス機能などを活性化しながら、高齢者になって徒歩圏で生活することや、駅を利用して通勤・通学することができるなどのメリット(利点)を創出します。

■密集住宅地

敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想 定される地域です。

■未利用地

相当期間を経過して未利用又は低利用な状態にある土地です。

【や行】

■UIターン

元々地方で育った人が大都市で働き再び地方に戻るUターン、大都市で生まれ育った人が地方の企業に転職し移住するIターンを合わせた言葉です。

■優良農地

農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地のことをいいます。

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障害の除去 (障がい者等のための特別な配慮) であるのに対し、ユニバーサルデザインは障がい者や高齢者も含め、誰もが利用しやすいデザインを指します。

■容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合です。

■用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて分類される12種類の都市計画の総称です。都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ペい率及び高さの限度等を定めます。

■予防的修繕

定期的に点検し、損傷が深刻化する前に補修を実施すること。橋梁の架替えのサイクル も長くなります。

【ら行】

■ライフライン

電力・ガス・上下水などの供給・処理施設、電話などの通信施設、道路・鉄道などの交通施設等のことです。現代の都市的な生活を送るうえで、地域の「生命線」としてなくてはならないものです。

■歴史的景観

歴史的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって綾部市らしい歴史と 文化を表現し形づくっている景観のことです。

■歴史的資源

史跡・句碑・歌碑、彫刻、茅葺屋根、近代建築物、近代遺産・遺跡、伝統的建築物群保 存地区など歴史的な価値の高い資源のことです。

■老朽化住宅

主として居住用に供される建築物等で、その構造や設備が著しく不良であるため、居住用として不適当なものをいいます。このほか、老朽度を築後経過年数と耐用年限を比較して判定し、これに耐火性、接道条件や採光・通風などの測定基準を定めている法律もあります。

■六次産業化

農畜産物の生産(一次)だけでなく、食品加工(二次)、流通・販売等(三次)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業従事者が得ていた付加価値を農

業者が得ようとする取組です。一次・二次・三次=六次産業。

【わ行】

■ワークショップ

特定の課題について、住民、行政、専門家などが討議し協力してアイデアを出し合う集会です。都市整備の分野では住民参加の有効な手法の一つです。